

SDGsの推進に関する包括連携協定書

小牧市（以下「甲」という。）、小牧商工会議所（以下「乙」という。）、一般社団法人小牧青年会議所（以下「丙」という。）、東春信用金庫（以下「丁」という。）、特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク（以下「戊」という。）及び東京海上日動火災保険株式会社（以下「己」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、丁、戊及び己（以下「6者」という。）が相互に支援協力し、連携を図り、SDGs（平成27年9月に国際連合総会で採択された持続可能な開発目標をいう。）の達成に向けた取組を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 6者は、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について協力し、及び連携するものとする。

- (1) SDGsの推進及び達成に関すること。
- (2) SDGsの普及啓発及び情報共有に関すること。
- (3) 宣言登録制度の構築及び運用に関すること。
- (4) 宣言登録制度に基づき宣言又は登録をした企業、団体等（以下「登録団体」という。）間の情報及び意見交換の場づくりに関すること。
- (5) SDGsの達成に向けた取組を進める登録団体のサポートに関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条に掲げる目的の達成に必要な活動及び当該目的の達成に資する取組に関すること。

（実施方法）

第3条 連携事項については、6者間で協議及び決定の上、具体的な取組を実施するものとする。

2 前項の取組については、6者は必要に応じて進捗を確認し、実施されるよう努めるものとする。

（秘密保持）

第4条 6者は、連携事項の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は第1条に規定する目的以外に使用してはならないものとする。ただし、次の各号のい

れかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 相手方から提供を受けた時点で既に公知となっていた情報
- (2) 相手方から提供を受けた時点で既に保有していた情報又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独自に取得した情報
- (4) 法令等により開示を求められた情報

2 6者は、本協定の終了後も、前項の規定による秘密保持の義務を負うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに6者のいずれからも書面による協定の終了の申出がない場合は、本協定は1年間延長され、その後も同様とする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合は、6者は協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、協定書6通を作成し、6者がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年4月15日

甲 愛知県小牧市堀の内三丁目1番地
小牧市

小牧市長 山下 史守朗

乙 愛知県小牧市小牧五丁目253番地
小牧商工会議所

会 頭 根本一典

丙 愛知県小牧市小牧五丁目253番地
一般社団法人小牧青年会議所

理 事 長 藤原 尚祐

丁 愛知県小牧市中央一丁目231番地1
東春信用金庫

理 事 長 鈴木 義久

戊 愛知県小牧市大字小牧原新田1622番地
特定非営利活動法人こまき市民活動ネットワーク

代表理事 秦野 利彦

己 愛知県名古屋市丸の内二丁目20番19号
東京海上日動火災保険株式会社

愛知北支店長

古林 幸二